

徳島県立農林水産総合技術支援センター の林業関係機械器具の使用及び木材試験 に関する実施要領

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、木材の利用拡大と木製品の品質向上に資するため、徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年徳島県条例第 69 号）第 6 条に定める林業関係の機械器具の使用及び木材試験に関する実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 機械器具の使用

（機械器具の使用申請手続）

第 2 条 徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）の林業関係の機械器具を使用しようとする者は、利用許可申請書（様式第 1 号）を所長に提出し、機械器具使用承認書（様式第 2 号）による承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第 3 条 機械器具を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （１）操作その他の取扱は、正しい使用方法に従って、ていねいに行うこと。
- （２）使用方法について不明の点があるときは、関係職員の指示又は指導を受けること。
- （３）機械器具を他人に使用させ、又は許可なくセンターの外に持出さないこと。
- （４）機械器具をその目的以外に使用しないこと。
- （５）使用を終了したときは、清掃その他あと始末を行い、関係職員の点検を受けること。
- （６）その他所長又は関係職員の指示に従うこと。
- （７）機械器具使用あるいは、使用のための準備、片付け等の作業で、万一労働災害が発生した場合、センターは責任を負わない。
- （８）当センターの設備又は備品を破損したときは、速やかに関係職員と協議し、破損する前の状態に戻すこと。

（使用承認の取消し等）

第 4 条 所長は、使用者が次の各号の 1 に該当するときは、承認を取消し又は機械器具の使用方法を改めさせ、若しくは機械器具の使用の中止を命ずることができる。

- （１）前条各号に掲げる事項を守らないとき。
- （２）その他センターの業務運営上著しい支障があるとき。

（機械器具の使用日時）

第 5 条 機械器具を使用できる日は、次に掲げる日以外の日とする。

- （１）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- （２）土曜日、日曜日
- （３）1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日まで

- 2 機械器具を使用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 自動運転の機械器具を除き、第1項及び第2項に定める日又は時間以外に、機械器具を使用する特別の必要がある場合には、あらかじめその旨を申し出て、所長の承認を受けなければならない。

第 3 章 依 頼 試 験

（試験の依頼手続）

第6条 木材試験を依頼しようとする者は、依頼書（様式第3号）に試料を添えて所長に提出し、試験承諾書（様式第4号）による承諾を受けなければならない。

（成績書の交付）

第7条 所長は、第6条の規定により依頼された試験については成績書（様式第5号）を依頼者に交付する。

（成績書の再交付）

第8条 成績書の再交付を受けようとする者は、依頼書（様式第3号）所長に提出しなければならない。

（試料の返還）

第9条 試料は、原則として試験が終了したときの現状のままで返還する。

第 4 章 雑 則

（その他）

第10条 要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は平成25年4月1日より実施する。

（要領の廃止）

徳島県立農林水産総合技術支援センター森林林業研究所の機械器具の使用及び木材試験に関する実施要領は廃止する。

附 則（平成26年4月1日 一部改正）

（施行期日）

この要領は平成26年4月1日より実施する。

附 則（平成29年4月1日 一部改正）

（施行期日）

この要領は平成29年4月1日より実施する。

附 則（令和3年4月1日 一部改正）

（施行期日）

この要領は令和3年4月1日より実施する。

附 則（令和 8 年 1 0 月 1 日 一部改正）
（施行期日）
この要領は令和 8 年 1 0 月 1 日より実施する。